3　初回加算	500単位
注　指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、１月につき所定単位数を加算する。	
4　同行支援加算	500単位
注　指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	
5　利用者負担上限額管理加算	150単位
注　指定自立生活援助事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。	
第15　共同生活援助	
1　共同生活援助サービス費（１日につき）	
イ　共同生活援助サービス費(I)	
(1)　区分６	661単位
(2)　区分５	547単位
(3)　区分４	467単位
(4)　区分３	381単位
(5)　区分２	292単位
(6)　区分１以下	242単位
ロ　共同生活援助サービス費(II)	
(1)　区分６	611単位
(2)　区分５	496単位
(3)　区分４	417単位
(4)　区分３	331単位
(5)　区分２	242単位
(6)　区分１以下	198単位
ハ　共同生活援助サービス費(III)	
(1)　区分６	578単位
(2)　区分５	463単位
(3)　区分４	383単位
(4)　区分３	298単位
(5)　区分２	209単位
(6)　区分１以下	170単位
ニ　共同生活援助サービス費(IV)	
(1)　区分６	691単位
(2)　区分５	577単位
(3)　区分４	497単位
(4)　区分３	411単位
(5)　区分２	322単位
(6)　区分１以下	272単位

第15　共同生活援助	
1　共同生活援助サービス費（１日につき）	
イ　共同生活援助サービス費(I)	
(1)　区分６	668単位
(2)　区分５	552単位
(3)　区分４	471単位
(4)　区分３	385単位
(5)　区分２	295単位
(6)　区分１以下	259単位
ロ　共同生活援助サービス費(II)	
(1)　区分６	617単位
(2)　区分５	501単位
(3)　区分４	420単位
(4)　区分３	334単位
(5)　区分２	244単位
(6)　区分１以下	212単位
ハ　共同生活援助サービス費(III)	
(1)　区分６	584単位
(2)　区分５	467単位
(3)　区分４	387単位
(4)　区分３	301単位
(5)　区分２	211単位
(6)　区分１以下	182単位
ニ　共同生活援助サービス費(IV)	
(1)　区分６	699単位
(2)　区分５	582単位
(3)　区分４	502単位
(4)　区分３	415単位
(5)　区分２	326単位
(6)　区分１以下	289単位